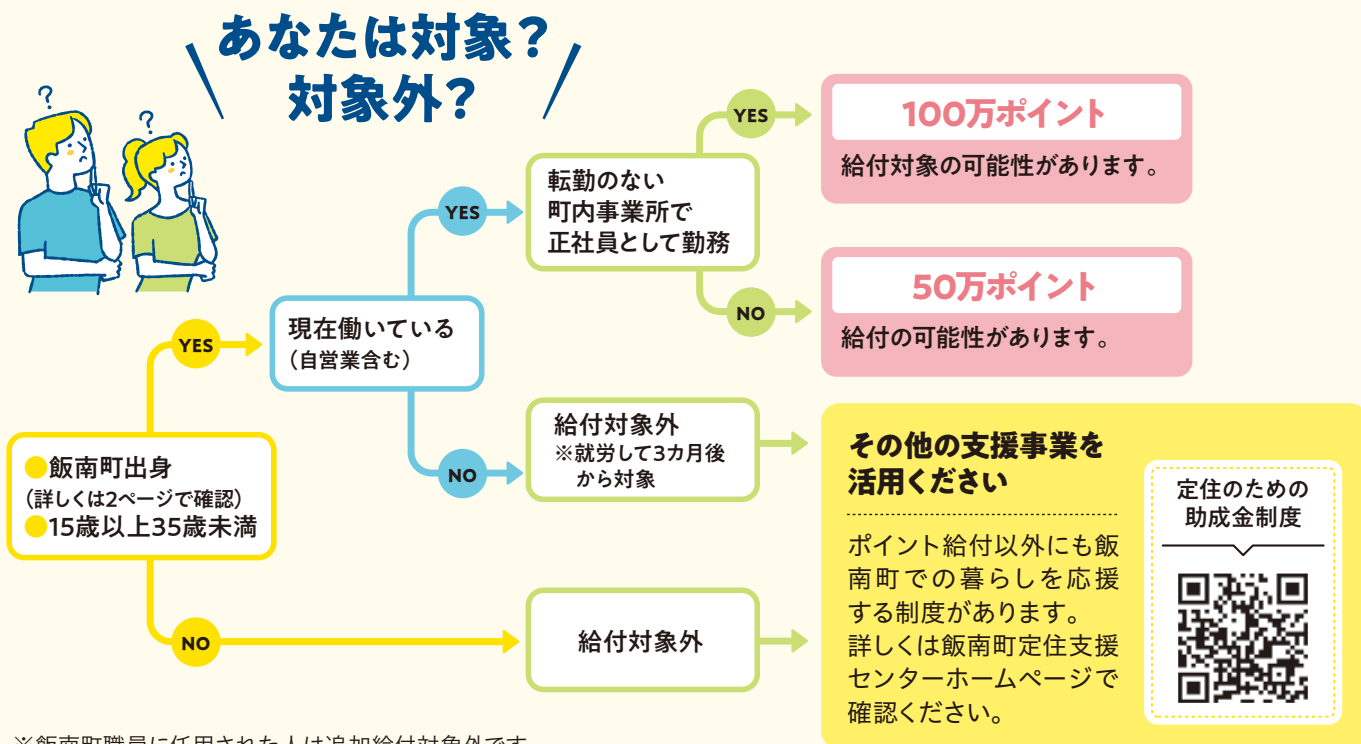




※飯南町職員に任用された人は追加給付対象外です。
※次の人は給付対象外です。
●飯南町医療及び福祉従事者確保対策就業支度金支給要綱第3条に規定する支度金の給付を受けた人
●飯南町医療及び福祉従事者確保対策助成金の給付を受けた人
●飯南町定住及び雇用促進条例第4条第3号及び第7条に規定する助成金の支給により農林業に係る研修等を受けている人
●転勤により一時的に町内に居住している人

よくある質問 Q&A

Q 申請できるのは34歳までということですが、いつ時点の年齢ですか？

A 初回の申請書を提出する時点での年齢です。申請時に35歳の方は給付対象外です。

Q 町内に事業所がある会社に就職しましたが、町外への転勤があります。給付の対象になりますか？

A 町外転勤のある事業所への就職は追加給付の対象になりません。

Q ポイント給付を受けていましたが、3年目に転出しました。これまでのポイントを返す必要がありますか？

A 5年以内に転出してもポイントを返す必要はありません。ただし、再び転入してもポイント給付の対象にはなりません。

Q 申請は1回すれば5年間続けて給付されますか？

A 年度ごとに毎年申請が必要です。

いいなん暮らし給付ポイント制度についての問い合わせ先

●まちづくり推進課 ☎76-2864 ポイント給付制度の詳細内容は町ホームページにてご確認ください。



2025年4月からスタート 「笑顔と誇りを未来へ繋ぐいいなん暮らし給付ポイント」 Uターン支援制度が はじまっています！

Uターンし、ふるさとで再び暮らす人へのポイント給付事業が始まっています。
Uターンした方、これからUターンしようとする方必見。あなたの自分らしい「いいなん暮らし」を応援します。



対象者 町出身者・飯南高校卒業生

15歳以上35歳未満の出身者で、5年以上継続して飯南町に居住する意思がある人
[出身者とは…]

- 飯南町生まれの人
- 町立小学校または町立中学校を卒業した人
- しまね留学などで県立飯南高等学校を卒業した人
- 令和7年3月1日以降に町外から転入した人を対象とします。
- 中学校または高等学校を卒業し、引き続き町内に居住する人も対象です。
- 進学・就職のため、飯南町に住民票を置いたまま、一時的に町外に居住していた人も対象です。



給付内容 最大100万円相当のい〜にゃんPAYポイント

- ①「暮らし」 飯南町へUターンして就労すると**50万ポイント** (10万ポイント×5年間)
 - ②「働く」 町内事業所等へ正社員として就職すると、①に**追加で50万ポイント** (10万ポイント×5年間)
- 個人事業主として起業した場合も追加給付の対象です。
 - 世帯の中に2人以上給付対象者がいる場合は、1世帯あたり75万ポイント (15万ポイント×5年間) が給付されます。

〈給付方法〉電子地域通貨「い〜にゃんPAY」

